

審 査 基 準

平成25年3月28日作成

法 令 名 : 火薬類取締法
根 拠 条 項 : 第17条第8項
処 分 の 概 要 : 譲渡許可証又は譲受許可証の再交付
原 権 者 (委 任 先) : 島根県公安委員会
法 令 の 定 め : 火薬類取締法第17条第8項(譲渡許可証等の再交付の申請)、同第50条の2(猟銃用火薬類等の特則)、火薬類取締法施行令第3条の2(政令で定める火薬)、猟銃用火薬類の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第7条第1項(譲渡許可証等の再交付の申請)、同第13条(申請及び届出の手続)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 1日
申 請 先 : 譲渡し又は譲受けの許可申請をした警察署の生活安全課又は生活安全刑事課(係)
問 い 合 わ せ 先 : 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0852-26-0110)
備 考 :